

創意工夫で経営を発展させたい方へ ー農業経営改善関係資金のご案内ー

分かりやすく使いやすい制度資金

「新たに農業経営を開始したい、設備投資をしてコスト削減を実現したい、経営規模を拡大したい、新規作物を導入して収益アップを図りたいなど、いろいろな創意工夫で経営を発展させたい、もう少し資金があれば実現できるのに」など、こうした地域農業の担い手の皆様のご要望に応えるための「分かりやすく使いやすい制度資金」をご案内いたします。

○ どの資金でもよいから、有利な資金を利用したいという方は、日頃取引のある民間金融機関（農協、銀行、信金等）か、日本政策金融公庫に關係書類をご提出いただければ、關係融資機関が相互に連絡をとりあつて融資審査をさせていただき、適切な資金をご融資いたします。

○ 特定の資金のご利用を希望される方は、その意思を尊重いたしますので、希望される融資機関にお申し出ください。

● 資金の内容（各資金をセットで借りられる場合もあります。）

A 農業近代化資金 民間金融機関が融資する最も一般的な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）です。

貸付対象者 … 認定農業者^{（注1）}、認定新規就農者^{（注2）}、主業農業者^{（注3）}等

融資限度額 … 個人1千8百万円（法人・団体2億円）

融 資 率 … 原則80% 認定農業者、集落営農組織100%^{（注4）}

償 還 期 限 … 資金使途に応じ7～20年以内（うち据置期間2～7年以内）

金 利 … 借入時の金利は金融情勢により変動します。

最新の金利は融資機関にご照会ください。

※ 認定農業者が借り受ける農業近代化資金については、別途金利負担軽減措置が受けられます。

（注1）農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方。以下同じ。

（注2）農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方。以下同じ。

（注3）農業所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半を占めていること又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の要件を満たす方。以下同じ。

（注4）貸付額が個人1,800万円、法人・集落営農組織3,600万円に達するまで。

B 日本政策金融公庫資金 民間金融機関では十分な対応ができない場合^{（注）}に、日本政策金融公庫等が融資する長期資金（農地取得資金、機械・施設の整備資金、長期運転資金）です。

（注）償還期間が長い、資金規模が大きい、資金使途に農地取得を含んでいるなどの場合

① 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

貸付対象者 … 認定農業者

融資限度額 … 個人3億円（複数部門経営等は6億円）

法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

融 資 率 … 100%

償 還 期 限 … 25年以内（うち据置期間10年以内）

金 利 … 借入時の金利は金融情勢により変動します。
最新の金利は融資機関にご照会ください。

② 経営体育成強化資金

貸付対象者 … 主業農業者、認定新規就農者等

融資限度額 … 個人1億5千万円（法人5億円）

融 資 率 … 80%

償 還 期 限 … 25年以内（うち据置期間3年以内。果樹の植栽・育成資金は10年以内）

金 利 … 借入時の金利は金融情勢により変動します。
最新の金利は融資機関にご照会ください。

③ 農業改良資金

農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組みに必要な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）を無利子で融資する資金です。

貸付対象者 … 個別の法律^{（注）}に基づく事業計画の認定を受け、かつ、都道府県知事から貸付資格（農業改良措置）の認定を受けた者

融資限度額 … 個人5千万円（法人・団体1億5千万円）

融 資 率 … 100%

償 還 期 限 … 12年以内（うち据置期間3～5年以内）

金 利 … 無利子

（注）①農林漁業バイオ燃料法、②米穀新用途利用促進法、③六次産業化・地産地消法、④みどりの食料システム法をいいます。

④ 青年等就農資金

新たに農業経営を開始しようとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）を無利子で融資する資金です。

貸付対象者 … 認定新規就農者

融資限度額 … 3千7百万円

融 資 率 … 100%

償 還 期 限 … 17年以内（うち据置期間5年以内）

金 利 … 無利子

※ このほか、認定新規就農者は、農地取得の場合、経営体育成強化資金の特例措置（据置期間3年→5年）を受けることができます。

※ 原則、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要です。

※ このほか、認定農業者の方は、資金繰りの短期運転資金として、民間金融機関が融資するスーパーS資金のご利用も可能です。

● 融資審査の考え方

1 地域農業の担い手として、農業経営を発展させていこうとする方を対象としています。

2 このため、

- これまでの経営状況はどうなっているのか
- 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
- 経営改善のための計画が実行された場合に、融資の返済は可能か

等を審査いたしますので借入申込希望書兼経営改善資金計画書を融資機関にご提出していただきます。

3 経営改善資金計画書は、農業経営者として自らの経営状況を正確に把握し計画的に改善していただくため、ご自分で作成することが原則ですが、必要があれば、普及指導センター、市町村等にご相談ください。

4 審査の結果、経営改善資金計画の達成や融資返済の可能性に疑問があるとされた場合は、経営能力等の向上に努めていただき、1年後に再度判断すること等^(注)としています。

(注) 借入希望者が認定新規就農者の場合は、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行っていた
だき、見直し後の計画のご提出があれば、速やかに再度判断することとしています。

融資審査の視点

これまでの経営状況は
どうなっているのか

具体的な着眼点等

●経営者の能力

技術レベル
経営マインド
生産物の単収・品質
生産コスト
資産等

はどの程度か

- 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか
- 既貸付金の償還は確実に行われているか
- 経営上の課題は何か

経営改善のための計画は
適切であり、実行可能か

●経営者の能力

現在の
技術レベル
経営マインド等

からみて達成できるか

- 計画の内容が過大投資になっていないか

計画が実行された場合に
収益はどうか
融資返済は可能か

- 収益予測の算出基礎となっている単収、単価等は無理のないものか
- 償還見通しはあるか
- 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか

● 債権保全の考え方

- 1 物的担保又は農業信用基金協会の保証を基本とします。経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則としています。
- 2 担保物件の評価は、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うこととしています。
- 3 融資審査をクリアされた方については、次の額（ただし、農業近代化資金及び農業改良資金は①又は③の額、青年等就農資金は②の額）まで、原則として、融資対象物件以外の担保や第三者の個人連帯保証の提供がなくても、農業信用基金協会の保証を行うこととしています。

① 認定農業者	1,800万円（法人3,600万円）
② 認定新規就農者	3,700万円
③ 認定農業者以外の者	1,500万円（法人3,000万円）
- 4 以上の債権保全措置で融資額全額をカバーできない場合でも、経営能力等からみて経営改善資金計画の達成・融資返済が**確実**と考えられる時は、融資を行うこととしています。

● 審査に要する期間

申込みから原則 **1か月半** で、融資できるかどうか判断することとしています。
特別の事情により遅れる場合には、その時点で状況を説明することとしています。

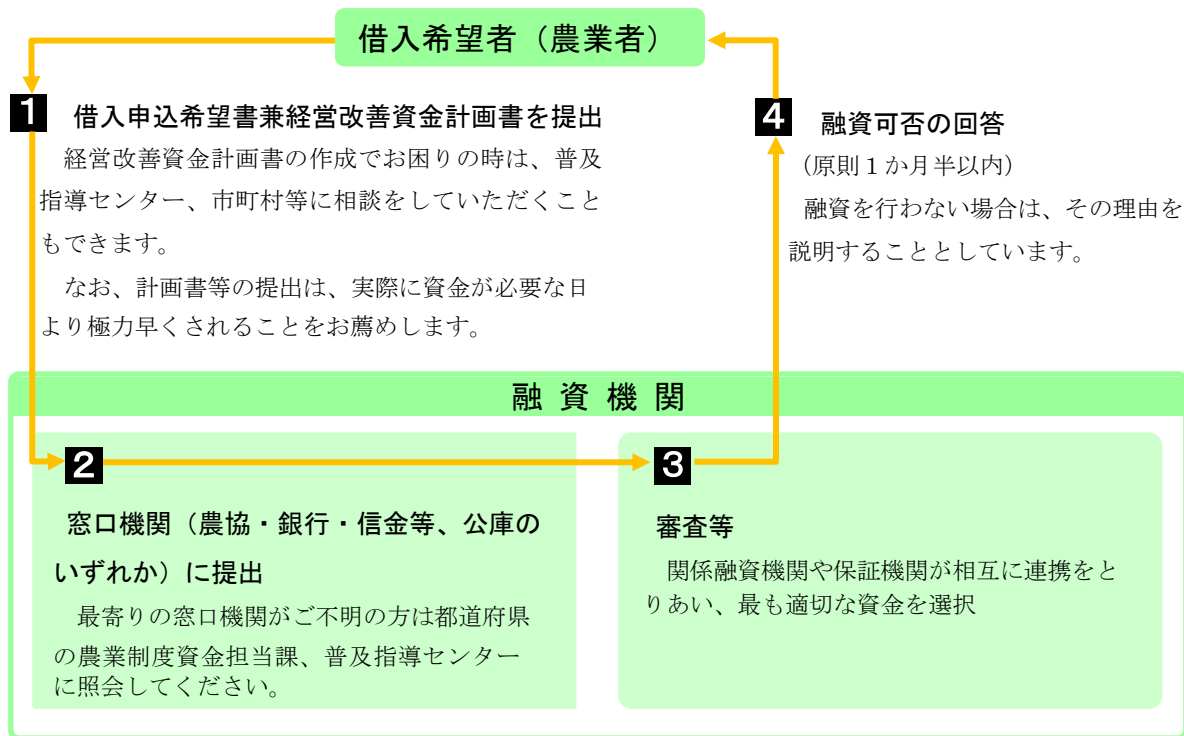
※ スーパーL資金（負債整理等長期資金を除く）及び認定農業者並びに一定の要件を満たす集落営農組織が借り受ける農業近代化資金については、5百万円を限度額として、申込日から最速1週間で無担保・無保証人で融資の可否を判断するクイック融資制度があります（スコアリング手法により経営実績が一定格付以上と判断された者が貸付対象です。）。

● ご融資後のフォロー

経営改善資金計画の実行が確実に進むよう、必要に応じ、融資機関が中心となって、関係機関とも連絡・協調して支援することとしています。

このため、原則として **毎年、経営状況を融資機関に報告** していただきます。

● 各種経営改善資金の借入手続



※ 窓口機関が経営改善資金計画書等を不受理とする場合は、その理由を説明することとしています。

● ご相談先

農協・信農連・日本政策金融公庫等の融資機関、普及指導センター、農業経営・就農支援センター及び市町村で農業経営改善関係資金に関するご相談に応じます。

なお、経営改善資金計画書が窓口機関に受理されない場合にも、ご相談いただけます。

ご相談窓口

以上の資金につきまして、ご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。

農林水産省 経営局 金融調整課 政策金融グループ
Tel 03-3502-8111 代表（内線5243）